明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通五）　一
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六五）　二
○水先法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五六）　二
〔告　示〕
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき指定した外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所に変更があった件（農林水産一九〇〇）　二
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、外国の政府機関に準ずるものを指定した件（同一九〇一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　三一
会社その他
会社決算公告　三四

省令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第五号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表豊川用水二期事業の項を次のように改める。

豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（水路改築（森岡調節堰直下流地点から末端までの区間に限る。）、大規模地震対策及び石綿管除去対策に係るものに限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	豊川用水二期施設（水路改築（森岡調節堰直下流地点から末端までの区間に限る。）、大規模地震対策及び石綿管除去対策に係るものを除く。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

第六条の表木曽川右岸施設緊急改築事業の項の次に次のように加える。

木曽川右岸緊急改築事業	木曽川右岸緊急改築事業の対象である施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のセの表ジカンバの項を次のように改める。

ジカンバ	
えん麦	3mg／kg
大麦	7mg／kg
小麦	2mg／kg
とうもろこし	0.5mg／kg
マイロ	4mg／kg
ライ麦	0.1mg／kg
牧草	200mg／kg